

食の安全安心アクションプラン 令和5年度～令和8年度 実施方針一覧

			事業名	事業内容	担当課	R5年度	
						指標	コメント
生産、調理、製造、加工段階における食の安全確保を強化します	環境にやさしい農業生産を推進します	I-1 (1)	01 エコファーマーの推進	環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を認定します。	農業政策課	イベントへのエコファーマーブース出店 年1回出店	旧エコファーマー認定事務は令和4年度をもって県へ返還した。引き続き市内農業におけるエコファーマーの活動機会を維持するため、イベントへのエコファーマーブース出店回数を目標値とした。
	環境にやさしい農業生産を推進します	I-1 (1)	02 環境保全型農業直接支払交付金	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、環境保全型農業を行う農業者を支援します。	農業政策課	環境保全効果の高い農業への支援面積 3,703a	
	食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	I-1 (2)	03 学校給食の食材の安全確保	安全な学校給食の実施に資するため、各施設で使用食材及び調理済み食品の定期検査を実施します。	学校給食課	年1回以上	
	食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	I-1 (2)	04 市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施	各食品や施設のリスクをもとに年度ごとに設定された監視指導計画に基づき、市内で食品を取り扱っている施設への立ち入り検査を行います。	食品衛生課	監視指導計画に対する実施率90%以上	
	食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	I-1 (2)	05 こども園の巡回、指導	各公立こども園を巡回し、食育事業、給食室内の衛生管理、事務などの支援を行います	こども園課	140回	
	食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	I-1 (2)	06 イベント等の情報収集、指導	市内開催の大規模イベント等での飲食店関係出店情報について、庁内各課に情報提供を依頼し、出店に適さない食品が販売されることを防止します。 また、市内で行われるイベントについて、開催者に対し提供食品の事前指導、説明会、監視指導を必要に応じて行います。	食品衛生課 保健所清水支所	開催者からの相談に対する実施率100%	
	食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	I-1 (2)	07 事業者が気軽に相談できる人材の活用（食品衛生推進員制度）	・「食のヒヤリハット事例」を事業者や市民等から情報収集し、保健所がまとめて事業者にフィードバックします。 ・アフターコロナ対策として、コロナ禍で停滞していた経済活動の再活性化に伴う飲食店等での安全対策を推進します。		食品衛生推進員会議を開催（静岡地区、清水地区各1回）	
	食品の検査を行います	I-1 (3)	08 市内で生産、調理、製造、加工した食品の除去検査の実施	各食品のリスクをもとに年度ごとに設定された計画にもとづき、市内で生産、調理、製造、加工している食品を事業者に提供してもらい、環境保健研究所に依頼して細菌あるいは理化学検査を実施します。	食品衛生課 環境保健研究所	監視指導計画に対する実施率90%以上	
	食中毒の未然防止の周知・啓発を行います	I-1 (4)	09 こども園給食衛生研修会の開催	公立こども園の給食業務担当者を対象に食品衛生に関する研修を行います。	こども園課	19回	
	食中毒の未然防止の周知・啓発を行います	I-1 (4)	10 学校給食衛生研修会の開催	学校給食における食中毒の防止、衛生管理の徹底、調理従事者の衛生意識向上を目的に、各施設の衛生責任者を対象とした研修会及び給食従事者を対象とした研修会を開催します。	学校給食課	年2回以上	
	食中毒の未然防止の周知・啓発を行います	I-1 (4)	11 食品等事業者に対する衛生講習会への講師派遣	食品等事業者の希望に応じて講師を派遣し、食中毒予防、衛生管理などをテーマとした講義を行います。	食品衛生課	申し込みに応じる実施率90%以上	

			事業名	事業内容	担当課	R5年度	
						指標	コメント
流通、販売段階における食の安全確保を強化します	食品の流通、販売段階における監視指導を行います	I-2 (1)	12 デパート、スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の実施	監視指導計画にもとづき、大型店、スーパー、流通センターなど食品販売施設の監視指導を行います。	食品衛生課	監視指導計画に対する実施率90%以上	
	食品の検査を行います	I-2 (2)	13 輸入食品や広域流通食品等の収去・買い上げ検査の実施	主に中央卸売市場において、輸入食品や広域流通食品を事業者へ提供してもらい、または買い上げ、細菌あるいは理化学検査を環境保健研究所に依頼して実施します。残留農薬の検査や容器包装に有害物質が含まれていないかどうかの検査もを行います。	食品衛生課 環境保健研究所	監視指導計画に対する実施率90%以上	
	食品の検査を行います	I-2 (2)	14 いわゆる健康食品の買い上げ検査の実施	健康食品を買い上げし、医薬成分等が含まれていないかの検査を環境保健研究所に依頼し確認します。	生活衛生課 環境保健研究所	10件	
	中央卸売市場における食品の安全管理を進めます	I-2 (3)	15 卸売市場品質管理の高度化の推進	・品質管理実施状況を確認します。 ・品質管理の高度化を推進するため必要な施設の改修を進めます ・品質管理の高度化の推進に伴う衛生措置に関する講習会を実施します。	中央卸売市場	・市場内施設の巡回を随時実施 ・品質管理のための修繕等を随時実施	事業内容と合致する指標に変更。
食品表示の適正化を推進します	食品表示の監視指導を実施します	I-3 (1)	16 食品販売店、製造業者へ立ち入り時の表示検査	食品販売店、製造業者への立ち入り時に表示のチェックを行い、食品表示の適正化を推進します。	食品衛生課	随時実施	
	食品表示の監視指導を実施します	I-3 (1)	17 食品表示の合同調査の実施	食品表示において、生活安全安心課、食品衛生課と、県の職員が合同で施設の立ち入り検査を行います。	食品衛生課 生活安全安心課	回付された疑義情報について適切に処理	
	食品表示の監視指導を実施します	I-3 (1)	18 不審・疑問表示の調査と広告の改善指導	食品表示法、健康増進法に係る食品表示違反、薬機法に係る無承認無許可医薬品の発見の通報に対して必要に応じて調査を実施し、表示や広告などの改善、指導を実施します。	食品衛生課 生活安全安心課 生活衛生課	通報に対し、必要に応じ調査、指導を実施	
食品関連事業者の自主衛生管理を進めます	食品関連事業者のHACCPに沿った衛生管理を進めます	I-4 (1)	19 HACCPについての事業者からの相談受付と助言	HACCPに沿った衛生管理の導入について食品関連事業者への支援を実施します。	食品衛生課	相談に応じる対応100%	
	事業者との連携を通して、食の安全確保を進めます	I-4 (2)	20 食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟業者との連携	食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟事業者と連携し、自主衛生管理の推進を行います。	食品衛生課	協力事業の実施	
調査・検査技術の充実を図ります	食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります	I-5 (1)	21 食品衛生検査施設の業務管理要領（GLP）に則った検査の実施	規格基準が定められている食品及び添加物等の検査を実施します。	環境保健研究所	食品衛生課からの検査依頼に対して、GLPに則った検査を100%実施	
	食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります	I-5 (1)	22 適切な項目の検討や食の安全を確認する調査の実施	適切な項目の検討や食の安全を確認する調査を実施します。	環境保健研究所	・新規品目・更新した機器における妥当性評価の実施 ・食品等放射性物質については検査依頼に対して100%実施	
	食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります	I-5 (1)	23 食品衛生監視員の技術向上	食品衛生に関する研修会や勉強会へ参加したり、適時情報収集を行ったりすることで、食品衛生監視員の技術向上を図ります。	食品衛生課	①国、県等で実施される講習会に参加する ②食品衛生監視員協議会研修会又は公衆衛生研究会で演題を発表する。	

			事業名	事業内容	担当課	R5年度	
						指標	コメント
危機管理体制を充実させます	危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます	I-6 (1)	24 飲食に起因する危害発生時の、詳細で正確なデータの提供	食中毒調査が発生した際の保健所からの依頼に基づく試験検査及び結果を報告します。	環境保健研究所	食中毒疑い等の検査依頼について適切に対応	
	危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます	I-6 (1)	25 食品に関する感染症発生時の拡大防止	腸管出血性大腸菌および細菌性赤痢等の発生届出受理後に患者宅を訪問し、聞き取り調査を実施します。	保健予防課	事案発生時に速やかに対応	
	危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます	I-6 (1)	26 市民からの食品衛生に関する苦情・相談の対応	窓口、電話、電子メールによる食品の苦情・相談について対応します。	食品衛生課 保健所清水支所	苦情・相談に対応 100%	
食の安全・安心に関する意見交換を推進します。	生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	27 市内の食品衛生法違反措置状況について報道関係者への情報提供やホームページへの掲載	市内の食中毒や違反措置状況をホームページに掲載することにより、市民に注意喚起をします。	食品衛生課	被害拡大防止等のため公表する必要のある事件発生時、情報の更新を3日以内に行う	
	生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	28 事業者、消費者に対する食品や飲食危害に関する情報の提供	食品事業者に対しては、主に食品衛生協会を通じて、消費者に対しては各種メディアやホームページ、パンフレットを通じて情報を提供し、広い啓発広報を行います。	食品衛生課	事件発生時、速やかに行う	
	生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	29 食品表示に関するパンフレットの配布等、情報の提供	食品表示に関するパンフレットを配布します。	生活安全安心課	講座で、食品表示に関するパンフレットの配布	
	生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	30 特集コーナーを利用した関連図書の展示による知識の普及	関連図書の展示を行い、「食の安全」に関する知識を身につけてもらいます。	中央図書館	薬科図書館を除く11館で実施	薬科図書館は大規模改修による閉館中のため実施不可
	生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	31 図書館における「食の安全」に関する資料の収集・提供	「食の安全」関連図書を収集し、提供します。	中央図書館	12館で実施	
	生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	32 食の安全・安心ホームページ「たべしずねっと」の運営	消費者を対象に、静岡市の食の安全や食育、地産地消に関する情報を発信するホームページ「たべしずねっと」を管理・運営します。また、食の安全や食品表示の情報、「たべしずねっと」の新着情報などを掲載したメールマガジンを発行します。	食品衛生課	事件発生時、情報の更新を3日以内に行う メールマガジンを12回以上発行	
生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します。	II-1 (1)	33 多様なリスク等のわかりやすい情報の発信	・食品衛生の知識を動画でわかりやすく解説するため、短編PR動画を「たべしずねっと」上で公開します。 ・利用者の目線から食の安全・安心に係る情報を分類し、市の食品関連事業や、食の安全・安心に係る情報について、「たべしずねっと」上などで年代ごとに分類したうえで、広く発信します。	食品衛生課	・短編動画を作成し、たべしずねっと上で5本以上公開 ・年代ごとに分類した情報をたべしずねっと上で年1回以上公開		
食の安全・安心に関する意見交換を推進します。	消費者・生産者・事業者の意見を施策に反映させるよう努めます	II-2 (1)	34 監視指導計画(案)の公表及び意見の募集	毎年度、食品の監視指導計画作成時に、ホームページなどで案を公表し、市民からの意見を募集します。	食品衛生課	次年度監視指導計画(案)作成時にパブリックコメントを募集する	
	消費者・生産者・事業者の意見を施策に反映させるよう努めます	II-2 (1)	35 静岡市食の安全・安心意見交換会の開催	「静岡市食の安全・安心アクションプラン」について、生産者、消費者、学識経験者等で構成された「食の安心・安全意見交換会委員」からご意見をいただき、プランの策定や進行管理の参考とします。	食品衛生課	2回開催	
	リスクコミュニケーションを開催し、食の安心・安全について意見交換を進めます	II-2 (2)	36 生涯学習施設等でのリスクコミュニケーションの開催	市民団体からの依頼や、生涯学習施設の企画により開催される市政出前講座等を利用し、市民に食の安全への理解を深めてもらい、リスクコミュニケーションを行います。	食品衛生課 生涯学習推進課 生活衛生課	申し込みに応じる実施率90%以上	
	リスクコミュニケーションを開催し、食の安心・安全について意見交換を進めます	II-2 (2)	37 フレッシュマタニティ教室での食の安全講座開催	保健福祉センターで開催される妊婦教室の中で、食に関する講義と合わせて食品の安全性に関する時間を設け、リスクコミュニケーションを行います。	各区健康支援課 食品衛生課	開催予定に対する実施率90%以上	

			事業名	事業内容	担当課	R5年度	
						指標	コメント
食の安全に関する教育、啓発を推進します	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	38 食生活改善推進員による地区活動	・乳幼児から高齢者までを対象に地域で食を通じた健康づくりを推進します。 ・地域の特徴にあわせた事業や統一テーマによる取り組みを実施します。	健康づくり推進課	①実施事業100回以上 ②市民参加者1,500人以上	コロナ禍においても、推進員一人一人の努力により活動を継続し、実施事業回数、参加者数についても高い目標のまま実施しているため、過去2年の実績を参考に指標を設定した。
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	39 食育普及啓発事業	静岡市食育推進計画に基づき、「食育月間」「食育の日」「街頭キャンペーン」等の普及活動を通じて、静岡市らしい食育を推進します。	健康づくり推進課	HP等での情報発信10回 食育の日等の庁内放送13回 食育月間の展示（静岡・清水庁舎）2回	
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	40 食育応援団事業	食育に関する知識や経験を持っている個人、団体、企業を「食育応援団」として登録し、食育に取り組む市民からの依頼内容に沿った応援団を紹介、市民に幅広く食育を推進していきます。	健康づくり推進課	①食育応援団登録数22団体・個人 ②応援団の年間利用50回以上	R4年度末で、講師の登録を削除したのは7団体・個人あり、R5年度は20団体・個人で実施している。事業目的等について協力していただけるよう発信することで2団体・個人を増やしていくよう、指標を22団体・個人とした。
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	41 しずおかカラダにeat75	民間企業や大学等と連携し、まちぐるみで食を通じた健康づくりを進めるため、特に健康に関心になりがちな若い世代に主体的に取り組む食育を推進していきます。正しい食生活を知り、将来の生活習慣病の予防等のため、大学生等若い世代による食育ワークショップを実施・周知し、市民の健康意識を高めます。	健康づくり推進課	・民間事業者等と連携した食育教室を2回開催 ・高校生に向けた食育啓発用まんがを増刷し、市内の高校生へ配布	
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	05 こども園の巡回、指導（再掲）	各公立こども園を巡回し、食育事業、給食室内の衛生管理、事務などの支援を行います。	こども園課	140回	
	食品の安心・安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	42 食の安全教室の開催	市内小学校等において、食中毒、食品添加物等のテーマで授業を行います。	食品衛生課 環境保健研究所	申し込みに応じる実施率90%以上	
	食品表示制度に対する理解を促進します	II-3 (1)	43 食品表示制度についての消費者向け講習会の開催	食品表示制度や表示の見方、健康的な食生活への役立て方などをテーマとした講座を実施し、食品表示の正しい知識を身につけてもらいます。	食品衛生課	2回実施	
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	44 市内公立小中学校での「食に関する指導」の実施	児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくように、公立小中学校で食に関する指導を実施します。	学校給食課	各学年1回以上	
	食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	45 食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催	小学生等を対象とした食品添加物についての食の安全教室及び、大人を対象とした食中毒についての市政出前講座等の市民講座を開催します。	環境保健研究所	・食の安全教室開催依頼について100%実施 ・市民講座開催依頼について100%実施し、実施後アンケートで平均理解度80%以上を得る。	令和7年度に新研究所への移転を予定しており、新施設での市民講座、施設見学等の開催を検討しています。
	食の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	46 お茶の美味しい入れ方教室の開催	小学校における総合学習の時間を利用し、お茶の入れ方を学ぶことを通じてお茶に対する味覚をはぐくみ、お茶を中心とした食育を図るとともに、本市基幹産物であるお茶の啓蒙・消費促進を図ります。	農業政策課	お茶の美味しい入れ方教室を希望するすべての市内小学校で実施	
食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	47 自然体験活動における食育活動の推進	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の利用団体及び主催事業のプログラムの中で「命をいただく活動」として、井川地区で養殖されたアマゴをさばいて、串焼きにして食べる活動を行っています。また、主催事業の中で、椎茸の菌打ちや、山菜の天ぷらを揚げて食べる事業を行っています。	教育総務課	8回	学校利用数と主催事業数から、指標を設定した。	
食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	48 環境に優しい野外炊飯活動の推進	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の利用団体及び主催事業参加者に、「食材料」「薪」「水」を大切に使い、野外炊飯を行うエコクッキングの指導を行っています。	教育総務課	10回	学校利用数と主催事業数から、指標を設定した。	
食品の安全に関する知識の普及に努めます	II-3 (1)	49 食の安全に関する講座の開催	各生涯学習施設における事業として、食の安心・安全に関する講座を開催します。	生涯学習推進課	37施設中22施設で開催	2019年～2022年での実績平均の22施設に指標を設定した。	
生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	50 地産地消を学ぶ講座の開催	各生涯学習施設における事業として、地元食材の活用や地域の食文化について理解を深める講座等を開催します。	生涯学習推進課	37施設中25施設で開催		

			事業名	事業内容	担当課	R5年度	
						指標	コメント
食の安全に関する教育、啓発を推進します	生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	51 「ZRATTO!しずおか」による情報発信	市民（消費者）の地場産農産物の利用促進を図るため、ホームページ「ZRATTO!しずおか」を利用して安心・安全な地場農産物を購入できる直売所や観光農園等を紹介します。	農業政策課	ホームページ「ZRATTO!しずおか」へのアクセスユーザー数 71,000件	
	生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	52 農業まっりの開催	農産物の紹介や販売を通して生産者と消費者の交流を図るための事業に要する経費に対し助成を行います。	農業政策課	年1回開催	
	生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	53 しずまえ漁業見学事業の実施	しらす船びき網漁業見学、桜えび漁体験学習、セリの見学、水産加工工場、マグロ冷凍倉庫見学の実施や補助を行います。	水産漁港課	漁業見学に関する事業を実施。	
	生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	54 しずまえ新聞の発行	しずまえの漁業や水揚げされる水産物、しずまえ豆知識、魚料理のコツなどを掲載し、市内小中学校へ配布します。	水産漁港課	年2回、市内小中学校の全児童・生徒約5万人に配布。	
	生産者、食品事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	II-3 (2)	55 学校給食における地場産物を取り入れた献立の提供	学校給食における地場産物の活用推進を図ります。	学校給食課	月1回以上	